

裁判員経験者の意見交換会議事概要

山形地方裁判所

- 1 日 時 平成26年11月6日(木) 午後2時20分から午後4時40分まで
- 2 場 所 山形地方裁判所第1会議室(5階)
- 3 出席者
司会者 林 正彦(山形地方裁判所長)
裁判官 寺澤 真由美(山形地方裁判所刑事部総括判事)
検察官 山中 一弘(山形地方検察庁次席検事)
弁護士 安孫子 俊彦(山形県弁護士会弁護士)
裁判員経験者1番
裁判員経験者2番
裁判員経験者3番
裁判員経験者4番
裁判員経験者5番
裁判員経験者6番
裁判員経験者7番
裁判員経験者8番(当日欠席)

【議事概要】

1 自己紹介及び裁判員裁判に参加した全般的な印象等 (司会者)

本日はお忙しい中、この意見交換会に御出席いただきましてありがとうございます。
私は、本日の司会を務めます山形地方裁判所長の林と申します。どうぞよろしくお願
いいたします。

初めに、この意見交換会の目的について少しお話させていただきます。裁判員制度
が始まって、早いものでもう5年が経過しました。当庁でもこれまで45回の裁判員
裁判が実施されております。裁判終了後の記者会見や裁判員の方のアンケートでは、
参加してよかった、貴重な経験であったという、制度に肯定的な声が多く、概ね順調
に運用されているとあってよい状況ではあります。反面、最高裁判所が行った平成2
5年度の裁判員制度の運用に関する意識調査では、85%余りの国民が「義務であ
っても参加したくない」あるいは、「あまり参加したくないが義務であれば参加せざる
を得ない」として、消極的ともいえる意見が示されています。同じく平成25年度の

裁判員経験者等に対するアンケート調査結果報告書においても、裁判員に選ばれる前の気持ちとして「あまりやりたくなかった」、「やりたくなかった」という意見がほぼ半数を占めている状況にあります。それから、裁判員の方の心理的・精神的負担の緩和についても、各裁判体においてさまざまな工夫をしながら実践と検証を続けている状況にあります。そこで、県民の皆さんが安心して裁判員裁判に参加していただけるように、裁判員経験者の皆さんからご感想等を伺って、それを広く県民の皆さんにお伝えするとともに、先ほど申し上げた裁判員の精神的・心理的負担の軽減など、課題についても経験者の皆さんから率直な意見を伺い、今後の運用改善の参考としたいと考えております。

本日御出席の7名の裁判員経験者の皆さんには、より良い裁判員裁判の実現のために、ぜひ率直な御意見、御感想を述べていただければと思います。また、検察官、弁護士、裁判官も出席しておりますので、皆さんからお尋ねになりたいことがあれば、なんなりと質問してください。よろしくお願ひします。それでは、今回出席された方々の御紹介に移りたいと思います。法曹関係者の方々から自己紹介をお願いします。

(検察官)

山形地方検察庁で次席検事をしております山中と申します。本日はよろしくお願ひいたします。このような貴重な機会に参加させていただきまして、本当にありがたく思っております。今日の結果は、是非庁に持ち帰りまして、今後の裁判員裁判に向けてより一層分かりやすい公判を目指して努力していきたいと思っておりますので、率直な意見を是非お聞かせ願ひたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

(弁護士)

山形県弁護士会の弁護士の安孫子と申します。今回このような貴重な機会に参加させていただいてありがとうございます。是非、今日出た意見を弁護士会に持ち帰って、研修等に生かしたいと思っております。本日はよろしくお願ひいたします。

(裁判官)

山形地方裁判所の部総括判事の寺澤と申します。よろしくお願ひいたします。皆さんが担当された裁判では大変お世話になりました。今日は、その際の率直な感想等をお聞かせいただけると思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(司会者)

それでは、裁判員経験者の皆さんから、裁判員裁判に参加された全体的な感想、印象を簡単にお話いただきたいと思います。1番の方からお聞きしますが、1番の方は、高齢の被告人が、自宅で家族と共に介護していた妻を殺害したという殺人の事件でし

た。それでは1番の方をお願いします。

(裁判員経験者1)

当日選任されるまでは、最後の最後まで自分は選ばれることはないだろうと思っていました。実際選任された瞬間は、務まるかどうか不安な気持ちが強かったです。すぐ裁判に入ったので、あまり余裕が無いまま入りました。ただ、終わってみて、一口で言えば、始まる前に思っていたほど大変ではなかったというのが正直な感想です。裁判員を経験してから、裁判報道に関心を持って見るようになりました。特に裁判員裁判には、注目するようになりました。その裁判の問題点とか背景とか、裁判員も苦労しているんだろうなというのが、より身近なものに感じました。

(司会者)

ありがとうございました。2番の方にお聞きしますが、2番の方が担当された事件は、少年の被告人が、他の少年2人と共謀して、被害少年に暴行を加えて死亡させたという傷害致死の事件でした。それでは2番の方をお願いします。

(裁判員経験者2)

まず、最初に呼び出しを受けて裁判所に来たときには興味半分不安半分で、大学時代に裁判の傍聴をしたことがあったので、選ばれるなら是非参加したいなという気持ちで来たのを覚えています。実際選任されてその日の午後にすぐ裁判が始まって、その際の裁判官の方たちが終始和やかな空気を作ってくくださったので、リラックスして公判に臨めたと思います。最初不安だったのは、法律知識がほとんど無いということだったのですが、それに対しても裁判官の方たちから、この事件はこうで、こういう法律がありますと一から丁寧に説明していただけたので、スムーズに、自分の中で飲み込めていけたと思います。裁判の全体としては、やはり少年の傷害致死という事件で、被告人と被害者側両方の話を聞いて、最後の自分の意見をどういう風にしたらよいかなのというのが、少し苦しい思いをしたことが印象に残っています。それ以外は、終始和やかだったので、審理期間を負担なく、自分の中では過ごせたと思いました。

(司会者)

ありがとうございました。続いて3番の方をお願いしますが、3番の方は、家族と一緒に生活していた自宅に放火して、自宅を全焼させたという現住建造物等放火の事案でした。それでは3番の方をお願いします。

(裁判員経験者3)

周囲に裁判員になった人がいなかったというので、一番最初に自分が裁判員になって、周囲の人に裁判員になったということを広めたかったのですが、実際に会社を休

んで来るとなると、会社が積極的に押してくれるということもなく、調整するのが難しかったので、もう少し、裁判員になる人にとって休みやすいような環境を作ってもらいたいなということを申し上げたいです。

(司会者)

4番から6番の方の事件は、家族と一緒に生活していた自宅に放火して、自宅の一部を焼損させたという現住建造物等放火の事件でした。それでは4番の方お願いします。

(裁判員経験者4)

裁判員になったことはいい経験でした。家庭円満でないと駄目な世の中だと感じました。

(裁判員経験者5)

裁判に参加した後は、ニュースとか新聞とか興味を持って見るようになりました。人を客観的に見る難しさというのを、裁判の中ですごく感じました。人と関わる仕事をしているものですから、人を客観的に見るというところが薄れていたところがあったなとその後の仕事でもすごく思ったところです。理解のある職場で裁判員候補者の呼び出しがあった時から是非参加するようと言われていたので、職場的には出やすい環境でした。一般の方は、どうしてもその辺りがネックなのではないかなと思います、他の人にも話せる範囲で、裁判はすごく分かりやすいので大丈夫だと言えるような立場になったのが、私の財産になりました。

(裁判員経験者6)

裁判官の説明も易しくて戸惑うことはありませんでした。事件の中身はすごく重かったのですが、裁判長や裁判官、裁判員のメンバーに会えるのがとても楽しみになり、裁判が終わったときに、私って大変すごいことをしたんだ、今まで生きてきた中で経験できないぞと思って、裁判長さんらに巡り会えて良かったと思いました。ちょっとしたことなんですけど、負けられないという強い意志が出てきて、今も役立っています。あのときはお世話様でした。

(司会者)

7番の方が担当された事件は、通行中の女性に対する強姦致傷事件と、通行中の別の女性に対する傷害事件でした。それでは7番の方お願いします。

(裁判員経験者7)

まず、非常に裁判所の対応が良かった。というのは、駐車場も確保されていて探す必要も無かったし、朝夕の登退庁時に職員全員が正対して挨拶してくれました。休廷

時間は、裁判官のうちの一人が必ず裁判員と昼食を一緒に食べてくれて中心となって話題を提供してくれました。終始和やかにしてもらって助かりました。私は補充裁判員から裁判員になりました。起訴状を見たときに、被害者、加害者、犯行現場がすべて私の居住地から2キロメートル以内の範囲でした。最初から、裁判員になるのであれば、案件は、庄内地方か最上地方か置賜地方の事件だと思ってましたが、村山地方の事件でしたので、できれば、地域的に当たらないように振り分けてもらいたいというのが本音です。

2 審理についての感想・意見

(1) 冒頭陳述について

(司会者)

それでは、審理手続に関してご意見を伺っていきたいと思います。まず、審理の初めに冒頭陳述があったと思います。検察官と弁護人が、この事件はこういう事件ですよ、ポイントはこうですよ、ポイントをこういう証拠で立証していきますよ、とこういった一種プレゼン的なものが審理の初めにあったと思います。この審理の初めに行われた冒頭陳述は、いかがでしたでしょうか。あまりに情報量が多いとかえって分かりにくいという点もあるでしょうし、長さの点、内容的に分かりやすかったかどうか、分かりにくかった点はこういった点だったか、についてもお話を伺いたと思います。申し訳ないんですが、事件を限定してお聞きしたいと思います。2番の方が参加された事件では、関係者が多数おり、検察官は犯行に至る経緯を、弁護人は、被告人の生育歴、経緯を詳細に説明しましたが、冒頭陳述をお聞きして情報量としてどういう感触を持たれたでしょうか。

(裁判員経験者2)

関係者が多いというのは、情報量にも比例するのかなというのが率直な意見で、加害者側、被害者側それぞれの関係者がたくさん出てきたので、それぞれの取調べの内容ですとかをコンパクトにまとめるのは厳しいのかなと思って、やはり見せていただいたメモは量が多くて文字も多いなという印象は最初あったのですが、事件の内容を考えると仕方ないと思いました。見やすいし、時系列的にも、経緯もしっかりと分かるし、何が争点になるのかというところは詳しく書いてあったと思います。私は割と冒頭陳述に関しては、事件の概要を知るのにすごく分かりやすかったと思っています。

(司会者)

3番の方にもお聞きしたいのですが、放火の故意を争っていた事件ですし、責任能

力も争われていました。争点について冒頭陳述でよく理解できたかどうか、この点いかがでしょうか。

(裁判員経験者 3)

最初は理解は出来ましたが、その後の証拠調べで別の放火事件の話が出てきて話が二つになったので、よく分からなくなってきました。

(司会者)

7番の方が参加された事件は、強姦致傷と傷害という2つの事実で、それぞれについて冒頭陳述で説明があったと思うんですが、情報量としてご感想、ご意見はいかがでしょう。

(裁判員経験者 7番)

十分に分かりやすい内容でしたが、弁護人の声が小さくて聞き取りづらく、途中で裁判長からも弁護人に対して注意がありましたが、その後も直らなかったのが残念です。

(司会者)

1番の方、4番から6番の方、冒頭陳述に関して何かご意見、ご感想はありますでしょうか。

(裁判員経験者 1番)

1年前のことですので記憶が薄れていますが、言葉の羅列ではなく、図解もあってとても分かりやすかったと思いました。

(司会者)

この関係で、検察官からも質問が出ていますが、検察官いかがでしょうか。

(検察官)

冒頭陳述では、事案の概要、争点があれば争点の説明などを行っているのですが、例えば、情報量を絞るという関係で、どうしても証拠調べに譲ってしまう部分があるのですが、その前の段階で、争点や事実関係で、証拠を見る前に知っておきたい事柄はありましたでしょうか。

(裁判員経験者 7番)

私が担当したのが傷害と強姦致傷の2つの事件でしたが、最初の傷害事件と強姦致傷の犯行時期が2年くらい空いている。傷害事件が先に起訴されていれば強姦致傷は起きなかったのではないかと、あまりにも時間がかかりすぎたのではないかと感想です。

(裁判員経験者 3)

後に証拠調べで2回目の放火と聞いたのですが、1回目は罪に問われてなかったようなのです。その理由を知りたかったです。1回目の段階で罪に問われていれば2回目は

なかったのではないかと思います。

(2) 証拠の取調べについて

ア 証人尋問か書証朗読かによる分かりやすさ

(司会者)

次に、証拠の取調べについて伺います。冒頭陳述が終わって具体的な証拠調べが行われました。証人から話を聞いたり、あるいは証拠書類を朗読したり、凶面を示したり、被告人から話を聞くこともあったと思います。証拠調べでは、証拠書類、関係者の供述調書ですね。これは捜査段階で警察官や検察官に話をした内容をまとめた書面、調書と言いますが、それを朗読して取り調べる方法と証人から法廷で直接証言を聞くといった方法とがあります。それぞれの方法についての分かりやすさの点で違いがあったかどうか。その辺まずお話していただきたいと思います。4番から6番の方の事件は、家族の方を証人として3人取り調べたと思います。3人から証言を聞いたわけですが、犯行に至る経緯などについて証言があったと思います。証言の内容は分かりやすかったでしょうか。

(裁判員経験者4)

証人尋問の内容は理解しやすかったです。

(裁判員経験者5)

家族仲が分かる感じで分かりやすかったのですが、被告人が、被告人のお母様のことを何か話していたのですが、お母様は証人となっていなかったもので、どうだったんだろうなと思いました。全般的には分かりやすかったです。お母さんの調書の内容は朗読があったのですが、いらっしゃらないので、疑問点を直接聞くことができませんでした。

(裁判員経験者6)

証人3人の話は分かりました。今5番の方の話を聞いて、言われてみれば、お母さんの意見も聞きたかったというところはありませんでしたが、全体的には分かりやすかったです。

(司会者)

今5番の方がおっしゃったのですが、証人であれば、確認したい点は直接聞けると、調書はその点違うというお考えでしょうか。

(裁判員経験者6)

はい。

(司会者)

2番の方の事件は、調書の朗読が2時間くらいありましたが、朗読によって内容が理解できたかどうか、その点はいかがでしょう。

(裁判員経験者2)

2時間以上検察官が朗読して、自分の前にもモニターがあって、それを読みながら自分でメモを取りながら事件の状況を追っていくのですが、未成年なので、致し方ないのかと思ったのですが、他の方たちに対しても、自分が直接問いかけをしてみたいなというのがあって、文字だとどうしても伝わらないものがあるし、供述を取ったときに、事件から日が空いてないので、登場人物の方も、日を置いたらもう少し話せることもあったのかなというのは考えたりもしました。情報量が多いただけ、朗読を聴くのも少し苦だったなというのも率直な意見です。証拠として、傷害に使用した凶器を、他の裁判員から順に手渡されて見たのですが、事件のときに使われた状態、そのまま血が付いたりしていたので、出来れば袋に入れて提出したりとか、そういうのがあれば、他の裁判員の方たちの負担の軽減になるだろうなと思いました。

(司会者)

1番の方の事件、家庭内の事件でしたね。介護の状況についてご家族の一人から証言があったと思うのですが、分かりやすさの点からのご感想はいかがでしょう。

(裁判員経験者1)

当日は、介護を人に任せないで家族でやろうという証人の思いについて、頑張ってるなあという感覚でしたが、後で、施設に入れるという考えが思い浮かばなかったのかと聞けばよかったと思いました。証言内容は良く理解できました。

イ 書証の取調方法の分かりやすさ

(司会者)

7番の方の事件は性犯罪ということで、被害者の方の供述調書とかが黙読されたかと思います。被害者の方の話している内容が、朗読や黙読によって理解できたかどうかという点はいかがでしょう。

(裁判員経験者7)

分からないところは無かったと思います。

朗読部分について、モニターに文字情報を映し出すまでの必要はないと思います。

ウ 証人尋問自体の分かりやすさ

(司会者)

3番の方にお聞きしたいのですが、精神科医の証言があったと思います。その場で十分に理解できたかどうか伺いたいのですが、いかがでしょう。

(裁判員経験者 3 番)

専門医だったのですが、主治医の方は、当事者が小さい頃から見ている先生だけあって内容も詳しく理解出来たんですが、反対に鑑定人の方は、ちょっと話し方も分からなかったし、説明も十分に理解することはできませんでした。

(司会者)

証言内容が分かりやすかったかどうかという点はどうでしょうか。

(裁判員経験者 3)

主治医の方は、説明も全部詳しく言ってくれたので分かったのですが、鑑定人の方が、特に問題はない、という感じで答えていても、その答えに対して質問したときに、今まで該当するような人はいなかったみたいな……。ちょっと記憶が不鮮明ですが。

(司会者)

各証人尋問にあたって工夫されている点はあったでしょうか。例えばパワーポイントを使って説明するとか、ご記憶がありますでしょうか。

(裁判員経験者 3)

主治医の方がモニターを使って説明をしていましたが、鑑定人は、口頭が多かった上に、話し方も分かりにくかったです。

エ 写真等による精神的負担

(司会者)

2 番の方の事件では、入院中の被害者の写真があったと思います。写真を見られて、どういったお気持ちになられたでしょうか。

(裁判員経験者 2)

写真はモノクロでした。リンチ事件ですので、被害者の方の顔面も形が判らないくらい腫れ上がっていたというのは、モノクロでも分かりました。血の状態とか痣の色とかというのは、なるべく裁判員側に負担がかからないように配慮していただいていたので、確かにモノクロでもひどい写真だなとは思いましたが、言葉はおかしいですが、割と見ることができ、こんな状態だったんだというのを目で確認できる写真だったと思います。

(司会者)

写真を見た後に、気分が悪くなったとか、変調があったということはありませんでしたか。

(裁判員経験者 2)

私は大丈夫でした。顔写真の他に、首から下の上半身の写真とかチューブがつながっ

ている状態の写真も見せられましたけれども、カラーだったらもしかしたら少し気分が悪くなったかもしれませんが、モノクロだったので、目を覆うほどの状態にはなりませんでした。

(司会者)

今回、傷害致死は2番の方の事件だけですが、殺人などの事件では、証拠としてご遺体の写真を調べられる可能性があります。裁判所としては、裁判員の方に精神的な負担を与える恐れがある写真などを取り調べるについては、その必要性を吟味して、必要最小限のものとなるよう考えますし、また、取り調べる必要がある場合でも、裁判員の精神的な負担ができるだけ少なくなるように配慮しております。そういった写真を調べる予定がある場合には、裁判員候補者の方々には、事前に選任手続で説明し、不安のある方には、辞退の申し出をしていただくよう柔軟な運用をしたいと考えています。裁判員となられた後でも、審理中は、裁判官が裁判員の様子の変化を常に見ています。また、裁判員からも裁判所の職員にいつでも連絡が取れるような態勢を執っています。さらに、最高裁判所では、メンタルサポート窓口を開設し、カウンセリング等も受けられるようにするなどの配慮を行っています。この点、検察官から質問があるようですが、いかがでしょうか。

(検察官)

先ほど写真がモノクロだったという話がありましたし、写真ではなくイラストを使用した裁判もあるやに聞いております。逆に、遺族の方から、裁判員の方には、生の事実をしっかりと見ていただきたいという意見が出されることがありますが、そうした意見について、裁判員経験者としてどのようにお考えでしょうか。

(司会者)

2番の方は、生前とはいえ被害者の写真がありました。今の検察官の質問についてはいかがでしょうか。

(裁判員経験者2)

被害者側の思いを大事にしないといけない、判決をする上で一番考慮しなければいけない部分だと思うので、被害者側の方が、写真を見て欲しいというのであれば、裁判員の負担にはなるかもしれませんが、現状を知るべきではないかと思います。見て、判決を決めるときも、大きな判断材料になると思うのですが、それは、自分が担当した事件は遺体写真ではなく生前の写真で、人だと分かる写真だったから言えることかもしれませんが、自分の目で確かめるということは大事だと思います。

(裁判員経験者5)

その事件に必要であれば、遺体の写真を見ることも大切だと思いますが、やはり、見て大丈夫かなど。イラストでも大丈夫なのであれば、イラストによるのも一つの手なのではないかなと思います。

(司会者)

先ほどお話ししたとおり、そのような写真又はイラストは、取り調べる必要があるという判断ができる事件に限って調べる、調べなければならない事件というのはかなり限定されるというのが、裁判所としての考えです。

(3) 論告・弁論について

(司会者)

それでは論告・弁論に移ります。証拠調べが終わって、それに基づいて検察官と弁護人が事件について最終的な意見を述べます。検察官は求刑をしますし、弁護人も刑の意見を弁論で話す場合もあります。内容が理解しやすかったかどうか。いかがでしょうか。

(裁判員経験者 1)

事件がそう複雑なものではなかったので、問題はありませんでした。

(裁判員経験者 2)

争点は明確でしたので、検察側弁護側の論告・弁論も、簡潔で要点を押さえてあったので、素直に飲み込みました。

(司会者)

3番の方の事件は争点がある事件でした。論告・弁論の内容の分かりやすさという点はいかがだったでしょうか。

(裁判員経験者 3)

聞くこと聞かせることが専門用語で、ほとんど初めて聞く言葉であり、最初に勉強しないと分からない言葉だったので、ちょっと理解するのは難しかったです。

(司会者)

全過程を通じて医学用語について、十分な説明はあったのでしょうか。

(裁判員経験者 3)

説明はあったのですが、その説明自体も難しかったです。

(裁判員経験者 4)

分かりやすかったです。

(裁判員経験者 5)

分かりやすかったです。

(司会者)

4番から6番の方の事件では、被告人の病名が問題となったのですが、その内容は理解しやすかったでしょうか。

(裁判員経験者5)

日頃聞いたりしていたし、説明もありました。

(裁判員経験者6)

分かりやすかったです。

(裁判員経験者7)

検察官の論告は分かりやすかったですが、弁護人は、声が小さく聞き取りにくかったです。

(司会者)

4番から6番の方の事件は、夫が家にいたかどうか、被告人が夫の存在をどう考えていたかという点が問題なのですが、その辺りに対する検察官、弁護人の主張内容はよく理解できたでしょうか。

(裁判員経験者5)

分かりやすかったです。

(司会者)

それでは、検察官から質問事項が出ています。検察官どうぞ。

(検察官)

裁判員裁判が始まる前とか、検察官の求刑に対して判決は8割ぐらいだと言われた時代もあったのですが、最近は検察官も、実際に科してほしい量刑を述べることが多いですが、検察官の求刑をどのように理解されたのでしょうか。

(裁判員経験者1)

評議の中で、過去の同じような裁判例が示されました。検察官も、過去の事例を踏まえて求刑しているのではないかと理解しました。

(裁判員経験者2)

少年事件でしたが、少年法の理解として、始まる前に裁判官から、少年法では、この事件はこれまでしか刑が科せられないという説明がありましたので、公判廷で聞いたときは、検察官の求刑は当然だなと思いました。被告人、弁護人側の主張はあったけれども、事件の内容を考えたらそれは考慮することはできないということで、検察官としてはこういう求刑になりましたと言うことだと思います。

(裁判員経験者3)

検察官の求刑は、被告人の反省が見えないこととか、再発する可能性があるのではないかということだと思えます。

(裁判員経験者 4)

検察官の求刑に至る過程については妥当だと思いました。

(裁判員経験者 5)

被告人がどれだけ危険なことをしたのかというところだと思います。事前の説明もありましたので、求刑の過程は理解できました。

(裁判員経験者 6)

検察官の立場として4年を求刑したのは理解できました。

(裁判員経験者 7)

検察官は、過去の事例と照らし合わせて求刑したと理解しました。

(4) 当事者のその他の訴訟活動について

(司会者)

先ほど7番の方から、弁護人の声が聞き取りにくい、語尾がはっきりしないというご指摘がありましたが、それ以外の検察官や弁護人の法廷での活動について、態度とか言葉遣いとか、何かご指摘、ご意見いただけませんかでしょうか。

(裁判員経験者 1)

特に弁護人だと思いますが、私も、ちょっと聞き取りにくい点がありました。また、審理に入ったときに理解しにくいやりとりがありました。公判前整理手続があるので、プロ同士は整理されていて触れる必要がないということのようなのですが、私らはそれを除いた部分でやりとりを聞いているものですから、「えっ」という部分も少しあって、できれば、裁判員裁判の場合は、公判前整理手続で整理されたことでも、少し言葉に加えていただいでやりとりしていただけると、裁判員にとっては少し理解しやすいのではないかと感じました。

(司会者)

検察官から証拠の量に関して質問が出ています。検察官どうぞ。

(検察官)

最初の質問とかぶってしまうかもしれませんが、どうしても証拠の量が多くなってしまって、審理期間が足りないと思うこともあろうかと思いますが、もう少し実際に評議する時間なり証拠調べの時間を取って欲しかったなというようなことはありましたでしょうか。

(裁判員経験者 2)

証拠が多すぎたかなと思います。それぞれがそれぞれの主観で話しているし、意見が多すぎて、こんがらがった部分もあって、もう少しコンパクトにまとめられれば良かったのにと感じました。ただ、事実関係自体の理解は最初からしていたので問題はありませんでした。事件の内容に関して証拠が多すぎたと思います。

(裁判員経験者7)

審理期間につきましては、いろいろ裁判員の方にも事情がありますし、審理期間を長くしなければならぬかどうかについても専門家の判断の範疇で、我々はそれに従うほかないと思いますので、裁判員では判断しかねます。

(検察官)

事案が複雑で評議の時間なども少し足りなかったというご意見などがあれば伺いたいのですが。

(裁判員経験者3)

時間的には6日間という長い期間だったので、それなりに妥当な時間だったと思います。

評議の時間が足りないと感じることはありませんでした。4日間の審理期間もちょうど良かったです。

(検察官)

パワーポイントを使った証拠調べは、分かりやすいか、あるいは分かりにくいので他の方法を考えた方がよいとか、ご意見はいかがでしょうか。

(裁判員経験者1)

分かり易いのではないかと思います。

(裁判員経験者2)

暴行の再現写真があったので、当時の状態をイメージするのにすごく分かり易かったし、スライドが切り替わるタイミングも私にはちょうど良かったです。写真と文字が順序よく切り替わっていくので、いい判断材料になりました。

(司会者)

それでは、弁護士会からも質問があります。どうぞ。

(弁護士)

パワーポイントを利用した方が分かり易いのかという点と、裁判員の方に配布する書面は、あった方がよいのか、どの程度のものか、メモ程度なのか、読み上げた原稿そのもの程度のものがよいのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

(裁判員経験者7)

聞き流すと頭に残らないですね。要旨を書いたメモがあればやり易いと思います。

(弁護士)

配布しないやり方もあるのですが、やはりあった方が良いでしょうか。

(裁判員経験者 7)

そうです。特に私が担当した事件の弁護人は言葉が聞き取りにくいこともあったので。

(司会者)

3番の方の事件は、争点があって、弁論の内容も詳細だったと思いますが、弁護人の弁論について配布される書面についてご意見があれば伺いたいと思います。

(裁判員経験者 3)

原稿をそのままもらった方が良いと思います。それで、話す相手も検察側の方に向けて話すのは分かるのですが、ちょっと私たちの方に向けて話してくれた方が、もっと分かり易いのではないかと思います。

(裁判員経験者 2)

文章でずらずら書かれると、読むのも、どこがポイントなのかも難しくなってくるし、裁判は難しい法律的な言葉もたくさん出てくるので、要所要所パワーポイントを使って抜き出して書いていただいて、モニターで見て、かつ、それを書面でいただくと一番公判のときにメモとか取りやすいと思います。実際自分も弁護人のスライドを見て、その書面に、被告人の尋問内容などをメモ書きしたりなどして、判決時に判断材料になったので、可能であれば、パワーポイントと書面両方を出してもらえればと思います。それ以外に一語一語書いた詳細な書面は不要です。

4 評議についての感想・意見

(1) 評議の雰囲気

(司会者)

評議では、十分に意見交換できたというご感想でしょうか。あるいはこの点配慮があれば、より発言しやすかったと思われる点があればお願いします。

(裁判員経験者 5)

特に問題はありませんでした。自由に発言できました。

(2) 行為責任の説明

(司会者)

3番の方の事件を除いては、自白事件ということで量刑が問題になるのですが、評議の中で、裁判官から刑の決め方、量刑の考え方について説明があったと思われます。

いわゆる行為責任ですね。行為責任の説明時期の問題なのですが、評議のときに説明があったと思いますが、評議の前、例えば、冒頭陳述が終わったあたりとか、そういった段階で行為責任の説明があった方が良かったとか、その辺ご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。結局、自白していて量刑が争点となるので、証拠調べの早い段階から、こういった点に着目して証拠を見るのかということにつながると思うのですが、いかがでしょうか。

(裁判員経験者 1)

裁判員は素人ですから、あまり早い段階で行為責任に触れられると、それに引っ張られることがあるんだろうと思います。私は、評議の段階で説明していただければと思います。

(裁判員経験者 2)

第1回公判が始まる前に、成人が犯した場合の傷害致死事件の刑はここまで決まっていますというのと、その上で少年法に照らすと、この事件はこれまでしか刑は出せませんというのは最初に説明があったんですが、1番の方もおっしゃってましたが、やはり私も、それに少し頭が引っ張られる感じはありました。遺族の話を聞いていても被告人の母親の話を聞いていても少年法に基づく最高の刑がそれに引っ張られたなどというのがあったので、説明が少し早すぎたのかな、最初は何という罪に問われますというだけでよいのかなと思います。

(裁判員経験者 4)

後で説明した方がよいと思います。

(裁判員経験者 5)

同じです。

(裁判員経験者 6)

同じです。

(裁判員経験者 7)

同じです。

(司会者)

裁判所としては、早めに説明して、証拠を見たり聞いたりしていただく場合に行為責任の説明をして、ポイントを押さえて証拠を見ていただいた方が、ご意見などをおっしゃっていただき易くなるのではないかという考えなのですが、そこは違うんでしょうか。行為責任に基づいて量刑の大枠を決める、そこは法律で決まってるので外せないところだと思うのですが、着眼するところが行為責任ということになりますので、そこは

早めに説明する方法もあっていいかなという気がしているのですがいかがでしょうか。

(裁判員経験者 2)

今回私が担当した事件は加害少年が3人いて、そのうちの主犯格の被告人の裁判だったのですが、その前にもう一人の共犯の少年の判決が決まっていた、それを聞いたとき、主犯格の場合の少年法の最高刑は意識したかもしれません。

(司会者)

犯行に至る経緯が量刑にあたってどう位置づけられるのか、そこは説明があった方がよいのかなという気がするんですが、いかがでしょうか。何のために犯行に至る経緯を設けたのかというと、結局そこは、行為責任、犯行動機に関わるわけですね。そこでやはり量刑にあたって大きな要素となる、そういった説明がないと何でこの事件で犯行の経緯、動機をわざわざ調べる必要があるのかという理解をいただけなくなる気がするんですが、いかがでしょうか。

(裁判員経験者 1)

随分間を置いてまた、ということではなくて、それなりの期間継続してやっているの、見たり聞いたりしたことの記憶が飛ぶことはないです。従って、最後に説明されても、見たり聞いたりしたことが、こういうことになるのかと話がつながります。私は、最初のうちはまっさらな状況で判断、聞かせた方がよいと思います。それで違和感は全然感じません。裁判というものはそういうものかなと思いつながります。審理期間が短いから、後から聞いてもよいのかと。

(司会者)

被告人が反省しているとか、あるいは監督する人がいるとか弁償しているとか、いろんな事情が出てきますが、それがどう量刑に響くのかということ、量刑にあたってどの辺の位置づけになる事情なのか、それは前もって聞いておいていただくということもありかなという気がするんですが。

(裁判員経験者 1)

過去の判例とか最後に聞きましたけど、なるほど、見たり聞いたりしたことを踏まえて、だからこういう風になるのかなと。違和感は無かったです。

5 裁判に参加するに当たっての負担 (参加すること自体、守秘義務など)

(司会者)

裁判員選任の日と公判の日、従前は同じ日で、午前中選任して午後公判ということでした。最近では、選任の日と公判の日を分けています。この辺についてのご意見、ご感想はどうかということ伺いたいのですが、いかがでしょうか。

(裁判員経験者 1)

1日においても不安は不安でありあまり変わりはありません。始まる前に調整してしますので、その点では選任された当日から始まる方が早く終わるので良かったです。

(裁判員経験者 2)

選任の日が決まったという通知をいただいてから、仮に裁判員になったとしたら1週間くらいは空けておかなければならないねということで、上司からも言われていて、理解のある上司でしたので、私としても、裁判員として選任されてそのまま公判という方が、スケジュール的には立てやすいと思います。

(裁判員経験者 3)

期間がどのくらいかかるか分からないということと、朝の段階で分からず、昼近くになってから選ばれるということで、午前中だけ休んで来るつもりでいたのですが、急に昼頃決まったときには、昼からも休みを取らなければならないという点からみると、朝来た段階で裁判員に選任されるかどうか分かれば助かるなどと思います。

(司会者)

審理期間の都合をつけて来られている方が多いと思うんですが、暫定的なものという感じがしますが、選ばれても大丈夫という感じで調整されてると思うんです。ただ、実際に決まって、仕事の調整で若干時間が欲しいといったご意見があれば伺いたいのですが、いかがでしょうか。

(裁判員経験者 1)

招集される時の書面に、何日くらいかかるかという記載があったと思います。なので、上司には、裁判員になれば何日くらいという話は言っていました。

(司会者)

4番から7番の方は、選任期日と公判期日が分けられていましたが、この点についてご意見はいかがでしょうか。

(裁判員経験者 4)

大丈夫でした。プレッシャーがかからないという意味で、少し間を空けた方が良いと思います。

(裁判員経験者 5)

間があった方が、仕事の調整ができたので良かったです。

(裁判員経験者 6)

専業主婦だったので、そういうことは特に考えてはいませんでした。

(裁判員経験者 7)

選任されてすぐ公判となると、心の準備も出来ていない状況で公判に入ってしまうので、分けて、クッションを置いた方が良いと思います。

(司会者)

守秘義務の範囲については、裁判官が具体的に守秘義務の範囲を明示してお知らせするようにしておりますが、守秘義務の説明は理解できたでしょうか。守秘義務が負担となっていないかどうか、その点はどうでしょうか。4番、5番、6番の方については、その日毎に守秘義務の範囲について裁判官から説明があったと思うんですが、それは内容をご理解いただけたでしょうか。

(裁判員経験者5)

十分理解できました。

(司会者)

守秘義務について、日常生活で負担を覚えることなどはございますか。

(裁判員経験者1)

周囲に、裁判員に選ばれた人がほとんどいないので、話題にほとんどなりません。

(裁判員経験者3)

家族の前で話せないことが一番苦しいと思います。例えば父親母親だけなら良いとか、限定してくれれば分かり易いと思います。つい話をしてしまうと、どこまでも言ってしまうという可能性もあるので、駄目なら駄目で区切ってもらいたいなと思います。

(裁判員経験者7)

前職でも仕事上の守秘義務を負っているので、守秘義務に関しては理解しています。

(司会者)

検察官から質問が出ていますので、検察官どうぞ。

(検察官)

裁判員になることを、知人なりご家族の方に勧めたりしたことがありますでしょうか。あるいは、勧めていないということであれば、その理由をお聞かせいただければと思います。

(裁判員経験者4)

娘に、勉強になるからという理由で勧めました。

(裁判員経験者3)

会社の同僚に裁判員候補者となった方がいました。せっかく通知が来たので、法廷の中で一般席で座るイメージと裁判員席で座ってのイメージは全然違うので、出席した方

が良い経験になるのではないかという勧め方はしました。

(裁判員経験者 5)

私の職場にも、12月の選任期日の通知が来た方がいらっしゃって、勉強になりますよということで勧めました。

(裁判員経験者 7)

聞かれたら、内容を説明するだけです。勧めるかどうかは本人任せです。

(裁判員経験者 4)

勧めるまではいかなかったのですが、どうだったのと経験を聞かれたので、裁判所は未知の世界で恐ろしい場所だと思っていると思うのですが、でも、怖れることはないよという話をして、通知が来たらやってみたら、くらいまでは話しました。

(裁判員経験者 2)

私も勧めるまではいかなかったのですが、そのうち家族の誰かにまた呼び出しがくるのかなんていう話をしていて、来たら頑張ると話すくらいです。

6 これから裁判員となられる方へのメッセージ

(司会者)

最後に、これから裁判員となられる方にメッセージをお願いしたいと思います。

(裁判員経験者 1)

裁判官3名の方、非常に、特に裁判長の進め方が易しくて、フォローがよかったです。そういう面では誰でも裁判員は務まるというような状況であったと思います。従って、もし選任の機会があったら是非参加する方向で前向きに、自分の人生の新たな1ページを拓いて、やって欲しいと思います。

(裁判員経験者 2)

経験することのない視点から、法廷を見られたので、本当にそれはいい経験になったと思いますし、法律というのも、ほぼ知識が無かったのですけれども、裁判官の方たちの丁寧な説明もあったので、裁判を進めていく上では、難しい知識は要らないので、そんなに肩を張らずに、これから裁判員をやる方には臨んで欲しいと思う反面、やはり人を裁くという難しさに直面しますし、加害者と被害者がいて、2つそれぞれの人生を左右する裁判になってくるので、そういう心構えを片隅において臨んで欲しいと思います。

(裁判員経験者 3)

一般席から見るものと裁判員から見るのとは違うので、是非参加してもらいたいです。もし参加した場合、裁判のニュースなどに興味を持つと思うので、是非参加して

もらいたいと思います。

(裁判員経験者4)

裁判官が分かり易く説明してくれるので、心配せずに皆さん来てくださいということです。

(裁判員経験者5)

噛み砕いていろんなことを教えてくださったので、すごく素人でも分かるものでした。心配なく安心して来てくださいということです。

(裁判員経験者6)

4番の方、5番の方と同じです。知識が無くても怖れず構えず参加して欲しいと思います。

(裁判員経験者7)

これから選ばれる裁判員の方、大分不安があると思いますが、裁判所はそんなに怖いところではありませんでした。案ずるより産むが易しです。

7 法曹関係者からの感想

(司会者)

ありがとうございました。それでは、今日出席いただいた法曹関係者からの感想等をお伺いいたします。

(検察官)

本日は、貴重なご意見ご感想等をありがとうございました。検察官の冒頭陳述や朗読については分かり易いというご意見をいただいたところではございますが、その一方で、関係者多数の事件ではもう少し証拠を絞った方が良いのではないかと、あるいは情報の量をスリム化した方が良いのではないかと、それから、専門家の証人尋問がちょっと分かりにくかったかなと、いったご意見をいただきました。これらのご意見を踏まえまして、検察庁として今後より分かり易い裁判を目指していきたいと思っておりますので、機会があれば、率直なご意見を聞かせていただければと思っております。本日はどうもありがとうございました。

(弁護士)

本日は弁護人について、一部分かり易かったというご意見もありましたが、声が小さいとか、裁判員の方を向いて話していないというご意見もあって、まだまだだなという思いがしました。ご意見を会に持ち帰って、また新たに周知指導したいと思えます。本日はどうもありがとうございました。

(裁判官)

本日は長時間お疲れ様でした。今日聞いたお話の中で新たに発見できる部分もありました。今後の裁判に活かしていきたいと思います。どうもありがとうございました。
(意見交換会終了)